

平成29年（ワ）第180号 損害賠償請求事件

原告 島 昭宏

被告 崔 勝久 外1名

準備書面(1)

平成29年5月29日

横浜地方裁判所第4民事部 御中

被 告 朴 鐘 碩

第1 請求の趣旨に対する答弁

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する

2 訴訟費用のうち、原告と被告朴との間に生じた部分については、原告の負担とする

との判決を求める

第2 被告らの主張

本件は、原告が委任弁護士として、福島第一原子発電所の事故に関わる原発メーカーへの損害賠償事件（以下「別件訴訟」という。）の訴えを提起するにあたり、世界39カ国約4000名の原告団「原発メーカー訴訟の会」（以下、「別件原告団」）の当時の事務局長崔勝久と現事務局長朴鐘碩を被告として争われているものである。

（1）被告らは原告及び原発メーカー訴訟弁護団（以下、別件弁護団という）との対話と協働を願っている

原告の訴状は一貫して、被告らが原発メーカー訴訟に関係のない民族差別であるとか、NPT体制を取り上げ国際連帯運動の強調してきたことを原告島弁護士が注意し、弁護団として何度か話し合う機会をもととしたが、被告らは耳を貸そうとせず、逆に原告島弁護士及び別件弁護団を非難・中傷する「虚偽の事実」をソーシャルネットワーク（以下、「SNS」とする）などを通じて広く情宣し続けた。それは、原告島弁護士に対する名誉毀損であり、社会的信用を貶めたため、損害賠償金として330万円を支払えという主張として構成され、それに沿う事実だけが記されている。

この主張は全くの虚偽である。

なぜなら、原告島弁護士の訴状は、被告らが原発メーカー訴訟団「原発メーカー訴訟の会」（以下、「別件訴訟の会」とする）の前、現事務局長として、今日に至るまで継続して別件弁護団との対話を求め続け、原発メーカー訴訟の相手である原発メーカーの責任を問うための共闘を求めてきたという事実については一切触れておらず、全く逆のことを主張しているからである。

実際的な問題として、この訴訟における基本的な主張である、国が定めた一定の基準から外れた、海外まで含めた原告の精神的損害を証明し賠償金を要求するには、別件弁護団と本人訴訟団においては訴訟における原発メーカーの責任を問うアプローチに違いがあっても、両者が協力しあうべきであるという被告らの主張は現在に至るまで、一貫している（乙1）。被告らは決して島弁護士個人の非難・中傷を目的としたものでなく、この厳しい訴訟を勝ち抜くために原告島弁護士及び別件弁護団とともに手をたずさえていくことを願ってきた。

（2）被告らは原発メーカー訴訟のために全力を注いできた

被告らは福島事故における原発メーカーの責任を問い、法廷内外において原発輸出反対の国際連帯運動を展開することを当初から訴えてきた。従って、原告島弁護士から代理人契約を一方的に解除されても、弁護士会会長の助言を受け、原発メーカー訴訟の原告と一緒に本人訴訟を進めることを決意し、選定当事者制度を活用した40名の本人訴訟団を結成した。

実質的に法廷で「訴訟代理人」の役割をする選定当事者に外国人がなったことは日本裁判史上例がなく、私たちの今回の試みによって初めて実現された。原告でなくても「選定当事者制度」を活用すれば新たに「選定者」として実質的な原告になることができ（民事訴訟法144条）、そのために本人訴訟団は原告だけではなく、広く一般の人にも原発メーカーの責任問題を訴える必要があった。

被告崔は、本人訴訟団の事務局長として積極的にSNSを活用しながら、弁護団団長である原告島弁護士の言動の問題点と、本人訴訟団として島弁護団とは別の、更に踏み込んだ原発は違憲であるという主張をするようになった。被告らは本人訴訟団の仲間と信頼できる弁護士の助言を受けながら自力で準備書面を書き、原発メーカー訴訟のために全力をあげてきた。

被告らはあくまでもメーカー訴訟を進め初期の目的を遂行しようとしているのであって、原告島弁護士個人を貶める考えはまったくない。

（3）原発メーカー訴訟弁護団の特異性

被告らは、弁護団が謝礼なしで（訴訟の会事務局からの毎月的一定金額の謝礼の申し入れを断り）、快く弁護を引き受け代理人になってくれたことを感謝している。そのために訴訟の会の会費を大幅に下げることが可能になり、原告の数が数100人から4000人に増えることになった。

しかしながら、訴訟の準備をしている2014年6月頃から原告島弁護士が被告らの「別件訴訟の会」の運営方針に対して干渉を始め、最終的には、「別件訴訟の会」の人事にまで介入し、当時事務局長であった崔勝久被告が事務局長を降りなければ、原告が代理人を降りる、近く予定されていた裁判官との面談にも出席しない、と「別件訴訟の会」事務局に通告をし、原告島弁護士を批判する訴訟の会の原告は「切る」と名指しで脅迫めいた言辞を吐くようになったのである。（乙2）

このことが起因して原告島弁護士と「別件訴訟の会」の対立が始まったが、原告島弁護士の言動に対する批判は原告個人に対する非難・中傷ではなく、別件弁護団と原告団「別件訴訟の会」との関係のあり方（組織原則）に関する問題であるという理解が原告島弁護士及び別件原告団には見られず、被告らの言動はただただ原告島弁護士に対する誹謗中傷だとして、「別件訴訟の会」との対

話を拒絶してきた。しかし被告らは原告島弁護士と別件弁護団とを必ずしも一体のものとは考えていない。

原発メーカー訴訟の弁護団の構成は特異で、理由はともあれ、結果として島弁護士だけが代理人で、後は全員、代理人を辞任して復代理人になっている(乙3)。すべての別件弁護団の実務は島弁護士と彼の弁護士事務所で勤める数人の復代理人が担っており、そのような状況の中で、原告は率直に別件弁護団は原告島弁護士一人の意思が全体を代表するものであり、民主的な弁護団内での協議はなかったという弁護団の実態を記している。

「本弁護団のメンバーは、ほとんどぼくとの個人的なつながりで参加しており、つながりはほとんどありません。したがって、相互の意思疎通は非常に薄く、それぞれに役割をはたしてもらっているイメージで、また社会運動との関わりも持ったことがないチームです。したがって、非常に乱暴に言ってしまうと、僕の意味が弁護団の意味であり、また、僕の意味は弁護団として意思のみならず、訴訟の会の内部からの発言でもあるということになります。」(乙4)

つまり被告らは、原告島弁護士の熱意で別件弁護団が形成され訴状も書かれていたため、他の復代理人になった別件弁護士たちは多忙のせいもあるのであろうが、別件弁護団運営をすべて島弁護士に委ねるしかなかった。原告島弁護士は、別件訴訟の会への干渉、介入の問題を正面から受けとめ、被告らの批判を理解して原発メーカー訴訟を盛り上げ、日本の反原発運動の中で原発輸出を反対する声を高めるということにはならなかった。

しかしながら被告らは法廷内外において原発メーカーの責任を問うために、韓国はもちろん、国際的なネットワークづくりを進めており、(日韓/韓日反核平和連帯の福岡宣言とワークショップ、「反核平和連帯福岡会議で採択された10・26「福岡宣言」

http://oklos-che.blogspot.jp/2016/10/blog-post_29.html(乙5-1)、

「東芝に原発輸出を止めさせる国際連帯運動の始まり」

http://oklos-che.blogspot.jp/2017/04/blog-post_16.html(乙5-2))、原告島弁護士はもちろん、他の多くの復代理人及び原告を支持する原発メーカー訴訟の一部の原告とも対話と協働を願っている。

(4) 組織原則と弁護士の基本的な立場性について

原告が自分の発言は「訴訟の会の内部からの発言」と記しているところに、原告の言動が訴訟の会への介入・干渉になり訴訟の会の混乱の要因になったことは容易に窺い知れる。原告島弁護士の原発メーカーにかける熱い思いがかえって別件原告団訴訟の会への干渉・介入になっており、原告のそのような言動は本質的に別件原発メーカー訴訟の原告の主体を蔑ろにするもので、弁護士職務基本規程第21条(正当な利益の実現)、第22条(依頼者の意志の尊重)と弁護士法に反する違法な言動であると、被告らは一貫して問題にしてきた。

それは代理人と原告は協働するが、訴訟の遂行における両者の基本的な役割と立場は異なり、相互に干渉しないという組織原則の問題であり、別件弁護団は弁護士本来の職務規程に基づく言動を逸脱すべきではないという、弁護士の基本的な立場性の問題である(「弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当

な利益を実現するように務める」(弁護士職務基本規程 21 条)、「弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする」(同 22 条))。

(5) 原告島弁護士の犯した過ち

原告島弁護士の行き過ぎた別件原告団訴訟の会への干渉・介入の問題の他に、①訴状委任状の署名に捺印は不要であると誤った指示を訴訟の会事務局に伝え(東京地裁は捺印の必要性の法的根拠を明らかにしている)(乙 6)、②原告と代理人との間での委任契約は、弁護士職務基本規程 30 条により義務付けられている、ということ「訴訟の会」に伝えなかった。また、③被告らの代理人辞任に際して、原告及び別件原告団は委任契約の一方的な解除については、原告島弁護士はそれが民法第 651 条に即した正当な行為とだけ原告に伝え、原発メーカー訴訟において原告の主張を深めるために、被告ら及び別件原告団と協働していこうという被告ら及び別件訴訟の会の申し入れには一切応じなかった。

これらの別件弁護団長である原告島弁護士の誤った言動に対して、別件弁護団は被告ら及び「別件訴訟の会」事務局に説明することも協議することもなかったがために、さらに事態は混乱した。被告らはその原告島弁護士・別件弁護団の問題点をひろく原発メーカー訴訟原告、及び一般の人に知らせる必要があると判断して SNS を活用した「公的発言」をしたのであって、島弁護士を貶めることを目的にはしていない。

さらに、原告島弁護士は、原告の自らの犯した過ちを批判する被告らに対して対話をしようせず、被告らを名誉毀損で訴え賠償金を請求する提訴をした。その提訴は、被告らの公的発言が気に入らず、名誉毀損などの名目で報復としてなされた提訴、すなわちスラップ提訴である(乙 7)。スラップ提訴の本質は過剰な賠償金の請求にあるのではなく、公的発言(言論の自由)に対する、提訴という制度を利用した抑圧であるという意味で、今回の原告の被告らに対する提訴は、典型的なスラップ訴訟である。

第 2 請求の原因に対する認否等

1 当事者

(1) 「名の知れた存在である」は不知。

2 本件の経緯

(1) 「原告は、被告らと共に海外に渡り、広くメーカー原告を集めるための集会に参加・開催するなど」。否認。

原告が海外での集会を開催・主催したことは一度もなく、韓国、台湾においても現地の集会はすべて被告崔が段取りをして、島弁護士の講演が実現された。

(2) 争う。

個々の事実は認めるが、訴状はその事実を恣意的に構成して、あたかも被告らの一貫して「虚偽の事実」を SNS を活用して公的発言として言い広めた行為は、原告への名誉毀損であると繰り返し記している。しかし被告らの、核不拡散条約(NPT)体制や差別に対する発言が仮に裁判と関係がなく問題であるというのであれば、それは原告団訴訟の会の事務局、及び原告団全体で議論すべ

き問題であり、島弁護士が選定した一部の原告との会議で議論するようなことではない。

原告が原告団訴訟の会事務局長の被告崔の辞任を求め、また自分の意見に従わない訴訟の会の原告は「切る」などの「脅迫的な」発言したことに対して、それは代理人を引き受けた弁護士として逸脱した行為であるという批判の声が強まった。しかし原告は訴訟の会事務局長の被告崔の辞任を求め続け、被告崔は、事務局長の辞任を表明して混乱した事態の収拾を図ろうとした（乙8-1、乙8-2）。

しかしながら訴状は被告ら及び訴訟の会事務局が弁護団に対話を求め続けたにもかかわらず、頑なに対話を拒み続けたという事実には全く触れず、一方的な内容になっている。

たとえば、訴訟の会事務局は、2014年7月5日、訴訟の会渡辺会長、島弁護士を招き島弁護士の事務所で訴訟の会の定例会を開いている（乙9）。また、2014年10月4日には弁護団と原告団との合同会議を開催している（「原発メーカー訴訟の会の事務局は、「混乱」解決に全力を尽くします」http://oklosche.blogspot.jp/2014/10/blog-post_13.html

（乙10-1、乙10-2、乙10-3）

「原発メーカー訴訟弁護団への申し入れ」（乙10-4）

「原告との話し合いを拒否した原告弁護団に強く抗議します。」（乙10-5）

原告は合同会議の後、被告崔に以下の内容の謝罪のメールを送ってきている。そこに原告の被告崔に対する主張は何であったのか知ることができる。しかし原告は被告崔の辞任を求めることを撤回せず、原告の謝罪が深く反省したものでなく作為的であったために被告崔は、その謝罪を受け入れなかった。

「崔さん、僕は、あなたが自分の民族差別闘争のために、この訴訟を利用しようとしていると断定したことを撤回し、謝罪します。申し訳ありませんでした」（乙11）

（3）

（3-1）「被告崔は、本MLやフェイスブック、ブログといったインターネットを利用して、原告や本弁護団を批判する内容の投稿をし続けた（甲4）。しかも、その内容の多くは虚偽の事実を含むものであり、特に、原告を誹謗中傷する内容が多く含まれていた。」争う。

被告崔は、訴訟の会及び本人訴訟団の事務局長の責務として、訴訟の会MLやフェイスブック、ブログを通して弁護団、特に弁護団長原告島弁護士の弁護士としてあるまじき言動の実態を知らしめた公的発言であり、それは「虚偽の事実」ではない。原告は被告崔が書いた多くのものを証拠資料として提出しているが、その内容の何が虚偽なのか、原告島弁護士を誹謗中傷するものなのか、そしてどうしてそれらが名誉毀損にあたるのかを明らかにすべきである。それらの資料は読めば読むほど、逆に、被告らの思いや行動の真意が明らかにされるものになっている。

原告団訴訟の会は原発メーカーの責任を問うための法廷闘争をはじめたのであり、それは法廷内だけで終わるべきではなく、広く、法廷内外の運動にしなければ

ればならないことは島弁護士も認めている（乙12）。そのためには、原発メーカーとは何か、ということ深く、正確に理解し、NPT（核不拡散条約）体制とはなにか、原発体制が「差別の上でなりたっている」（乙13）という差別の実態はなにか、また国際連帯運動を具体的にどのように展開するのかということ提案・提起、情報提供を事務局長として積極的に行い、事務局会議の決定の上で国際会議にも積極的に参加していったという経緯があった。しかしこの事務局で決定した崔の海外の会議出席に対して、原告島弁護士は、「出席すれば告訴する」と脅迫している（乙14）。

崔事務局長の辞任か自らの代理人の辞任かを迫る島弁護士に対して、訴訟の会事務局は当惑し、上記7月5日の定例会で訴訟の会渡辺会長及び島弁護士との話し合いを持ち、SNSでの発言を抑制すること、アジアでの反原発運動を目的に作られた別組織NPO法人NNAAとの役割分担など、事務局長の辞任を除けばほぼ島弁護士の要望に答えることで合意したが、最終的に島弁護士は合意内容の公表を拒み、崔事務局長の辞任をさらに要求し続けた（乙15）。

（3-2）「訴訟の会の会計において、一部不明瞭な支出があるとの指摘」争う。

原告島弁護士は、訴訟の会の会計に対して、久保田明人弁護士という復代理人ではない第三者の弁護士を立てて問題点を究明しようとしたが、事務局は会計及び会計監査が中心となって久保田明人弁護士の要望するすべて資料を2016年6月16日提示し、また質問に答えた（同年8月15日、12月27日）が、その後、一切、回答がない（乙16）。なお、訴訟の会の会計処理は、年度ごとに会計監査終了後、総会にて承認されている。

（3-3）「2014年10月4日、被告崔に対して資料等の引き渡しを求めた（甲5）。しかし、被告崔は、当時訴訟の会の会計担当であった訴外大久保徹夫氏と協議することもなく、これを拒否した。」否認する。

当時の訴訟の会の事務局員は一致して原告島弁護士の要求を拒否した。会計の大久保氏もまた、弁護団の要求を拒否するという姿勢を取りつづけていた。島弁護士の代理人はどこから情報をえて、訴状に誤った記述をしたのか、明らかにすべきである。その後、会計の大久保氏は事務局内で自ら賛意を表明したにもかかわらず、事務局長の海外会議のために訴訟の会事務局が出張費用の支出することに反対するようになった。しかし渡辺会長の自宅で、八木沼氏、大久保氏、渡辺氏、と被告崔が話し合いを持ち、最終的に大久保氏の反対した理由を明記することで合意した（乙17）。

（4）争う

「原告崔からのこれらの常軌を逸した行動」。争う。

個々で記されている事柄は事実として認める。しかし被告崔の行動は毎週定期的な事務局会議での決定の上で実行されていたのであり、訴訟の会事務局としての総意の上で被告崔は対応したものである。

（5）

（5-1）「さらに、被告らは、同年12月21日、上述した虚偽の内容を基に、原告を刑事告訴し、原告の所属する東京弁護士会に対し、訴外阪口浩一（以下「訴外阪

口」という。)ら共に訴訟の会名義で懲戒請求を申し立てた(以下「一次懲戒請求」という。)。争う。

- ① 訴外阪口と被告朴は、2014年12月19日、「訴訟の会」事務局と相談することなく独断で勝手に原告を東京弁護士会に一次懲戒請求し(甲21-1、2)、東京地方検察庁に告訴したもので、被告崔は、一切関与していない。
- ② 刑事告訴、一次懲戒請求の内容は、訴外阪口が東京地方検察庁(以下、「東京地検」)、東京弁護士会において具体的証拠もなく現場でいい加減に手書きで作成したもので、「上述した虚偽の内容」に該当しない。

(5-2)「この時、被告朴は、本MLにて、原告を刑事告訴したこと及び懲戒請求したことを流し、原発メーカー訴訟の原告間で混乱を生じさせた(甲21の1、2)」。

認める。

- ① 被告朴は、「原発メーカー訴訟の原告間で混乱を生じさせ」る意図はなかった。
- ② 被告朴は、事務局の許可もない訴外阪口の行動を黙認した責任を感じ、即、懲戒請求、刑事告訴撤回の取消手続きし、自己批判した。
- ③ 被告朴は、「訴訟の会」会長、事務局長の承認・確認を得ず、独断と勇み足で原告を刑事告訴・懲戒請求したことに、12月21日原告への刑事告訴・懲戒請求撤回する旨の【至急・謝罪】メールを原告含め、MLにて展開した(乙18)。
- ④ 22日被告朴は、原告への刑事告訴・懲戒請求を撤回した(乙19)。
- ⑤ 翌日23日、被告朴は、原告含めMLで撤回完了を【至急・報告】し謝罪した(乙20)。
- ⑥ 26日、被告朴は、MLを通じて訴外阪口に「会長・事務局長の知らないところで、勝手に坂口さんと私が、島昭宏弁護士への告訴、懲戒請求した(19日(金))ことは軽はずみな勝手な行動であった」旨のメールを送った(甲59)が、その後、訴外阪口は、被告らと関係なく個人で原告を懲戒請求した。

(5-3)「これに対し批判的な声を受けた被告らは、上記告訴・懲戒請求を即座に取り下げたものの、これに納得がいかなかった訴外阪口、2014年12月25日、単独で新たな懲戒請求を申し立てた(以下「阪口懲戒請求」という。甲2)」争う。

(5-1)①同様、刑事告訴、一次懲戒請求は、訴外阪口と被告朴が「訴訟の会」事務局と相談することなく独断で勝手に原告を東京弁護士会に懲戒請求し(甲21-1、2)、東京地検に告訴したもので、被告崔は関与していない。

(5-4)「この申立てにつき、被告崔は、自身が無関係を装っているが、訴外阪口は、もとより被告崔に要請されたものと述べている(甲23)。」争う。

- ① 事務局で原告島弁護士の言動の違法性について訴外阪口と意見交換した際に、被告らは島弁護士の懲戒申請・提訴することを考えていると食事の席で話したことは認める。
- ② 被告崔は、その場で「慎重に検討し十分な協議の上で準備しなければならない。軽率な行動を取るべきでない」と発言した。
- ③ 被告崔は訴外阪口に「どのようなことを考えているのか、知りたいので、書面を書くように」勧めた。

- ④ 翌日 12 月 19 日、被告朴は、訴外阪口に会った時、書面が出来ておらず、その場で鉛筆で作成しはじめ、あまりにも杜撰なものであったことに驚いた。
- ⑤ 訴外阪口は、証拠もない鉛筆で殴り書きした書類で「原告の懲戒申請と刑事告発する」と言い出し、被告朴と陰悪な雰囲気になったが、被告朴は訴外阪口の行為を諫止することはできなかった。
- ⑥ 刑事告訴、一次懲戒請求は、訴外阪口と被告朴が「訴訟の会」事務局と相談することなく独断で勝手に原告を東京弁護士会に懲戒請求し(甲 21-1、2)、東京地方検察庁に告訴したもので、被告崔は、一切関与していない。

(5-5)「もっとも、同懲戒請求は、2015 年 10 月 22 日、所属弁護士会より懲戒しない旨の決定がなされている(甲 24-1、2)」。不知。

(6)

「2015 年 6 月 3 日に、原発メ-カ訴訟の第 1 回進行協議期日が東京地方裁判所で行われたが、このとき事前の打合せで、メーカー原告の数が約 4000 名に及ぶことや当事者が被告 3 者を含む 4 者あることを考慮し、それぞれ代理人 3 名の出席に限定することが決められた。ところが、本弁護団からの説得を振り切り、これに強行出席した原告朴は、協議の内容を独断的に解釈し、原告崔に対して弁護団の対応を一方向的に非難する内容の報告をし、これを原告崔がブログとフェイスブックで公開した(甲 29、30)」争う。

- ① 進行協議は、被告メ-カ-3 社から各 3 名、原告側 6 名であり、原告 1~2 名の参加求めることは当然である。
- ② 弁護団は 書記官が参加者は代理人でなければならないと主張するが、書記官は、「原告の参加は全く問題がなく、不明点あれば質問し発言も自由」と答弁している(甲 29、30)。
- ③ 弁護団は、「裁判の主体は原告でなく、法定代理人である弁護士である」という誤った考え方、権威主義的な価値観に固執している(乙 21)。
- ④ 進行協議を主催したのは東京地方裁判所であり、被告朴は書記官の許可を得て原告として出席したのであり強行出席ではない。
- ⑤ 進行協議の内容を速やかに原告に報告することは、事務局の責務である。
- ⑥ 弁護団の姿勢を批判したのであり、非難・中傷ではない。
- ⑦ 以上のことから、原告は、書記官の承諾を得て進行協議に参加した被告朴を「強行出席」「非難」を口実に弁護団の指示に従わなかったとして代理人を辞任した。

(7)、(8)、(9) 争う

原告弁護団は 2014 年 12 月 6 日に被告崔の代理人辞任を公表しながら、実際に東京地裁には 7 ヶ月後の 2015 年 7 月 13 日に代理人の辞任届を出している。それは 8 月 28 日の第 1 回目の原発メ-カ-訴訟の口頭弁論が始まる 1 ヶ月半前のことであった。

原告島弁護士は 2014 年 12 月 30 日に被告崔を呼び出し、「裁判所側の混乱を避ける為に、私(崔)の方で弁護士解任の手続きで本人訴訟をする人たちを代理人

を立て束ねてほしい」という依頼をしたが、被告崔は、弁護団が崔の代理人辞任を公表しながら地裁に手続きをしてないことを問いただしている（乙 22）。その後、弁護団は口頭弁論が間近になり、ようやく地裁への手続きをした。

このことから被告崔は、①代理人と原告の間で正式な（口頭であっても）委任契約がないことの問題点、②崔との委任契約を解除することは民法 651 条により弁護士の裁量で自由にできると言ってきたことが、実は同 2 項には、「当事者の一方が相手側の不利な時期に委任の解除」をすることに一定の制限があることを知り、原告訴訟の会の前・現事務局長を狙い撃ちしたかのような、集団訴訟の委任契約の解除自体に問題があることを主張した。

訴状では多くの事実が羅列されているが、被告ら二人の言動のどの部分がどのように原告島弁護士の名誉毀損にあたるのか明確に記述されていない。そもそも委任契約の不明さの問題性を糾すことは、原告の個人的な問題ではない。問題点の指摘や島弁護士の言動への批判をする被告らを名誉毀損として訴えることじたい、公的発言、言論の自由を抑えるためのスラップ裁判であると断じざるをえない。

3 被告らの不法行為

(1) 不知

(2) 原告に対する懲戒請求

ア

① 「弁護士法 58 条 1 項に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒行為として不法行為を構成すると解するのが相当である（最高裁平成 19 年 4 月 24 日第 3 小法廷判決・民集 61 卷 3 号 1102 頁）」。不知。

② 「これに本件についてみると、被告らは原告に対し、平成 26 年 12 月に一度懲戒申立てをなしており（一次懲戒請求）、これに即座に取り下げたものの、被告らと意思を同じくする訴外阪口浩一が、申し立ての概要が同一の懲戒請求をするも（阪口懲戒請求）、理由がないとして懲戒に至らなかった経緯を知っていた。」争う。

(5-1)①同様、一次懲戒請求は、訴外阪口と被告朴が「訴訟の会」事務局と相談することなく独断で勝手に原告を東京弁護士会に懲戒請求した（甲 21-1、2）もので、被告崔は、一切関与していない。

阪口懲戒請求は、訴外阪口個人が行ったものであり、被告らは「懲戒に至らなかった経緯」など全く知らない。

③ 「それにもかかわらず、被告らは、2016 年 2 月 22 日に再度懲戒請求をなしている（二次懲戒請求）。つまり、被告らは、再度の懲戒請求について、事実上及び法律上の根拠を欠くことを知りながら、原告に対する嫌がらせとして、あえて行ったものであり、当該懲戒請求は弁護士懲戒制度の趣旨目

的に照らし相当性を欠く不法な請求に該当する。したがって、被告らの行為は、違法な懲戒請求として不法行為に該当する。」争う。

二次懲戒請求において、訴外田上真知子(以下、「訴外田上」)は、訴外阪口がどのような内容の申請をしたのか全く知ることなく、原告のメール、投稿、文書など膨大な具体的証拠を集め、書類を作成し、懲戒請求代表として東京弁護士会に申請した。二次懲戒請求の賛同者は、17名であり、被告らはそれに名を連ねた。

第1回口頭弁論において、裁判長は、原告代理人に訴外田上が提出した「二次懲戒と阪口懲戒は内容が異なる」と指摘している。

二次懲戒請求は、「原告に対する嫌がらせ」「違法な懲戒請求として不法行為に該当」しない(甲 45)。

イ 不知

懲戒請求後、2016年6月29日東京弁護士会担当者から聴取されたが、その席上で訴外阪口が懲戒申請した、過去の事実に関する言及は一切なく、ましてや訴外田上が申請した懲戒申請が憲法の判例に反するという指摘、助言もなかった。

4 原告の損害

(1) 不知

(2) 不知

5 争う